



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 5 号

平成24年(2012年)1月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護を担当させる機関の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定について (")	4
土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の解除について (環境指導課)	5

平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	5
市道の区域の変更について (道路管理課)	6
道路の供用の開始について (")	6
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	7
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	7
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域について (")	7
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	8
監査公表	
監査公表(第1号) (監査事務局)	8
農業委員会告示	
平成24年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	9

告 示

●金沢市告示第6号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 152台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年12月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市広坂1丁目9番16号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成24年1月23日から同年4月22日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第7号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	7台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	3台	
片町地区自転車等放置禁止区域	4台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	3台	
松島1丁目地内	1台	
千日町地内	7台	
泉3丁目地内	1台	
泉野出町3丁目地内	1台	
八田町地内	1台	
長田町地内	1台	
畝田東3丁目地内	1台	
春日町地内	1台	
長土堀2丁目地内	1台	
神宮寺2丁目地内	1台	

馬替2丁目地内	自 転 車	2台
暁町地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	2台
北安江2丁目地内	自 転 車	5台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	2台
安江町地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
高尾台2丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
粟崎町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成23年12月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成24年1月23日から同年7月22日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
キリン堂金沢駅西薬局	金沢市駅西新町2丁目7番34号	平成23年10月11日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番63号	平成23年11月1日
金沢西病院訪問看護ステーション	金沢市金沢駅西本町6丁目15番41号	平成23年11月1日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号ライブ1ビル1階	平成23年12月1日
日本調剤金沢西薬局	金沢市赤土町ト18番地3	平成23年12月1日
クスリのアオキ三馬薬局	金沢市三馬2丁目254番地	平成23年12月1日

●金沢市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番64号	平成23年10月31日
宮下クリニック	金沢市入江1丁目220番地	平成23年11月2日

ムライ薬局	金沢市此花町3番2号	平成23年11月30日
-------	------------	-------------

●金沢市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人眉丈会	羽咋市の場町稲荷山出口26番地2	特別養護老人ホーム金澤五番丁	金沢市下本多町五番丁14番地	平成23年12月1日

●金沢市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社セルトナカモリ	金沢市長土堀1丁目13番15号	マザーシップ浅野本町	金沢市浅野本町二172番地1	平成23年10月15日
医療法人社団博友会	金沢市駅西本町6丁目15番41号	金沢西病院訪問看護ステーション	金沢市駅西本町6丁目15番41号	平成23年11月1日
医療法人社団瑞穂会	金沢市森山1丁目5番26号	もりやま越野医院デイケアセンター	金沢市山の上町1番26号	平成23年11月13日
医療法人社団瑞穂会	金沢市森山1丁目5番26号	もりやま越野医院ヘルパーステーション	金沢市森山1丁目5番26号	平成23年11月13日
医療法人社団瑞穂会	金沢市森山1丁目5番26号	もりやま越野医院	金沢市森山1丁目5番26号	平成23年11月13日
社会福祉法人眉丈会	羽咋市の場町稲荷山出口26番地2	金澤五番丁短期入所サービスセンター	金沢市下本多町五番丁14番地	平成23年12月1日
株式会社名長	名古屋市中村区郷前町3丁目29番地	風の森	金沢市高尾台2丁目46番地トラッドハイム友103	平成23年12月1日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤金沢西薬局	金沢市赤土町ト18番地3	平成23年12月1日

●金沢市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介

護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団瑞穂会	金沢市森山1丁目 5番26号	もりやま越野医院	金沢市森山1丁目 5番26号	平成23年11月13日

●金沢市告示第13号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域
金沢市宝町1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 講じた措置
土壤汚染の除去

●金沢市告示第14号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表額新町住宅の項を次のように改める。

額新町住宅	4戸	0.80
	8戸	0.87
	54戸	0.88
	36戸	0.90
	106戸	0.91
	65戸	0.92

第1項の表緑住宅の項を次のように改める。

緑住宅	12戸	0.80
	24戸	0.82
	24戸	0.83
	2戸	0.85
	1,015戸	0.87
	32戸	0.89
	28戸	0.90
	205戸	0.91

●金沢市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年1月23日から同年2月6日まで一般の縦覧に供します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	昭和町線 15号	昭和町 66番 2先から	旧	3.5～3.6	17.5
		昭和町 66番 2先まで	新	3.7～5.4	17.5
一般市道	泉が丘1丁目線 11号	泉が丘1丁目 336番 2先から	旧	4.2	25.7
		泉が丘1丁目 336番 3先まで	新	5.1	25.7
一般市道	泉が丘1丁目線 11号	泉が丘1丁目 336番 5先から	旧	4.0	25.7
		泉が丘1丁目 336番 7先まで	新	6.0	25.7
一般市道	戸板7号 示野町線 29号	戸板第二土地区画整理事業地内 98街区 1番 先から	旧	6.1	202.5
		戸板第二土地区画整理事業地内 96街区 10番 先まで	新	8.0	202.5
一般市道	戸板9号 桜田町線 5号	戸板第二土地区画整理事業地内 55街区 1番 先から	旧	4.9～6.0	81.7
		戸板第二土地区画整理事業地内 52街区 1番 先まで	新	6.0	81.7
一般市道	戸板9号 桜田町線 6号	戸板第二土地区画整理事業地内 56街区 1番 先から	旧	5.0～6.0	110.5
		桜田町サ 127番 先まで	新	6.0	87.0

●金沢市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年1月23日から同年2月6日まで一般の縦覧に供します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
昭和町線 15号	昭和町 66番 2先から	平成24年1月23日
	昭和町 66番 2先まで	
本多町3丁目線 1号	本多町 3丁目 190番 1先から	平成24年1月23日
	本多町 3丁目 174番 1先まで	
本多町3丁目線 8号	本多町 3丁目 188番 1先から	平成24年1月23日
	本多町 3丁目 190番 1先まで	
泉が丘1丁目線 11号	泉が丘1丁目 336番 2先から	平成24年1月23日
	泉が丘1丁目 336番 3先まで	
泉が丘1丁目線 11号	泉が丘1丁目 336番 5先から	平成24年1月23日
	泉が丘1丁目 336番 7先まで	
金石西4丁目線 21号	金石西 4丁目 958番 先から	平成24年1月23日
	金石西 4丁目 955番 1先まで	
戸板7号 示野町線 29号	戸板第二土地区画整理事業地内 98街区 1番 先から	平成24年1月23日
	戸板第二土地区画整理事業地内 96街区 10番 先まで	
戸板9号 桜田町線 5号	戸板第二土地区画整理事業地内 55街区 1番 先から	平成24年1月23日
	戸板第二土地区画整理事業地内 52街区 1番 先まで	
戸板9号 桜田町線 6号	戸板第二土地区画整理事業地内 56街区 1番 先から 桜田町サ 127番 先まで	平成24年1月23日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成23年12月28日
14	株式会社金沢浄化槽サービス	金沢市扇町6番25号	平成23年12月28日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市木曳野土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
稲葉 博之	金沢市桂町リ91番地	平成23年12月19日
稲本 勝嘉	金沢市桂町八76番地2	平成23年12月19日
海道 和明	金沢市桂町リ45番地	平成23年12月19日
北川 秀一	金沢市桂町水55番地	平成23年12月19日
酒尾 茂	金沢市桂町リ85番地1	平成23年12月19日
田崎 正博	金沢市無量寺町子247番地1	平成23年12月19日
寺崎 和也	金沢市寺中町八14番地	平成23年12月19日
堂田 健治	金沢市寺中町八56番地	平成23年12月19日
中西 正嗣	金沢市寺中町八6番地	平成23年12月19日
丹羽 利廣	金沢市桂町へ3番地	平成23年12月19日
彌久保 恒雄	金沢市畝田西2丁目169番地	平成23年12月19日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定による金沢市副都心北部大友土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同法第39条第2項において準用する同法第19条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、新たに施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成24年2月23日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条に定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 金沢市大友町二
区域内に介在する道路及び水路の一部
- (2) 金沢市南新保町リ116番1
区域内に介在する水路を含む。

2 新たに施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市都市整備局市街地再生課

- 3 縦覧期間
 平成24年1月23日から同年2月6日まで
- 4 縦覧時間
 午前9時から午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年1月23日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市田上本町力45番1の一部	金沢市田上本町力45番地1 医療法人十全会 理事長 岡 敬	

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成24年1月23日

金沢市監査委員 篠 田 健
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸
 金沢市監査委員 苗 代 明 彦

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
市長公室	秘書課、広報広聴課	平成23年6月6日 、 平成24年1月10日
都市政策局	新幹線開業対策室、企画調整課、情報政策課 交通政策部 交通政策課、歩ける環境推進課	
	文化交流部 文化政策課、国際交流課 歴史遺産保存部 歴史都市推進室、文化財保護課、歴史建造物整備課	
	総務局	

- 2 監査を執行した監査委員
 篠田 健、中島秀雄、高村佳伸、苗代明彦
- 3 監査の範囲
 平成23年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成22年度以前の事務を含む。）
- 4 監査の対象項目
 (1) 収入に関する事務
 (2) 支出に関する事務

- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善が望まれる事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 減免事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

金沢市立博物館等の施設入場料等の減免については、事務を公正かつ適切に行うために、減免取扱要綱の見直し検討が望まれる。

【文化政策課】

(2) 市税徴収事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市税の徴収について、収入未済額及び件数とも増加傾向にあるので、徴収体制の充実・強化に一層努めることが望まれる。

【税務課】

(3) 延滞金徴収事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市税に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。

【税務課】

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項の規定により、平成24年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年1月23日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

1 日時

平成24年1月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 平成24年事業計画(案)について
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成24年(2012年)1月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)1月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	